平成２５年（フ）第２３２１号
宮城県仙台市泉区松陵４丁目47番地の10、開始決定時の住所横浜市港北区烏山町648番地ライオンズマンション小机第２―206
破産者　野津　　学
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２号
横浜市緑区青砥町1130番地　ＩＴＯＨビル509号、開始決定時の住所横浜市緑区青砥町215番地１　クレストフォルム中山512号
破産者　細川　邦弘
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３号
横浜市緑区青砥町1130番地　ＩＴＯＨビル509号、開始決定時の住所横浜市緑区青砥町215番地１　クレストフォルム中山512号
破産者　細川眞紀子
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５６号
横浜市中区曙町１丁目３番地　藤和伊勢佐木町ハイタウン1102号室
破産者　吉澤　勇治
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０４号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目13番１―206号
破産者　竹内　法次
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２６号
横浜市保土ケ谷区仏向町121番地　渡辺ビル302号
破産者　村山　賢伍
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８３号
横浜市磯子区森１丁目８番８―801号
破産者　福島　洋一
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４号
静岡県伊東市鎌田202―１大久保ひさご荘Ｄ号室、住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1283番地の46
破産者　桐生　和喜
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第３８号
東京都世田谷区下馬５丁目21番18号　ＳＥＭＰＲＥ２Ｆ
破産者　八木小恵理
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６９号
高知市新本町２丁目19―14　英ハイツ202号室、住民票上の住所高知市長浜5085番地
破産者　浜田　伸夫
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８６号
福岡県遠賀郡水巻町美吉野20番43号、開始決定時の住所北九州市八幡西区鷹見台１丁目２番26号
破産者　市川　義次
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２００２号
大阪府摂津市三島２丁目２番29―202号　エステート三島、前住所大阪府高槻市富田丘町11番13―201号
破産者　新垣　雅博
1　破産債権の届出期間　平成26年10月15日まで
2　一般調査期日　平成26年11月13日午後３時30分
平成26年９月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９０２号
横浜市青葉区荏田西２丁目39番地７
破産者　黒羽　義宏
1　破産債権の届出期間　平成26年10月17日まで
2　一般調査期日　平成26年11月４日午前10時10分
平成26年９月16日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０６０号
三重県名張市つつじが丘北８番町83番地、開始決定時の住所三重県名張市桔梗が丘４番町６街区６番地
破産者　宮﨑　啓二
1　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
2　一般調査期日　平成26年12月１日午後３時30分
平成26年９月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４号
山形県東根市温泉町３丁目１番１号
破産者　小川建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年11月７日まで
2　一般調査期日　平成26年12月11日午前11時30分
平成26年９月16日　　山形地方裁判所民事部

破産管財人変更

平成２５年（フ）第２６４号
名古屋市熱田区川並町２番22号
破産者　株式会社ノムラ商店
破産管財人　佐藤　浩史が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　辻　顕一朗
平成26年９月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６５号
名古屋市中村区太閤２丁目５番８号
破産者　株式会社野村商店
破産管財人　佐藤　浩史が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　辻　顕一朗
平成26年９月11日
名古屋地方裁判所民事第２部